

国民健康保険税の資産割を 令和3年度から廃止します

問 保険年金課 ☎(55)71119

令和3年度から国民健康保険税の「**資産割を廃止**」します。これまで愛西市の国民健康保険税は、「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4方式で計算されていましたが、「所得割」「均等割」「平等割」の3方式で計算されることとなります。資産割の廃止に伴う税率改定は、次の表のとおりです。

変更前				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	6.6(%) ※支援分1.6%含	22.5(%) ※支援分3.8%含	1人につき 30,000円 ※支援分8,000円含	1世帯につき 28,000円 ※支援分6,000円含
介護	1.2(%)	2.5(%)	1人につき 8,000円	1世帯につき 6,000円

変更後				
区分	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.8(%) ※支援分1.8%含	廃止	変更はありません	変更はありません
介護	1.3(%)	廃止	変更はありません	変更はありません

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成事業

問 愛知県後期高齢者医療広域連合
給付課 ☎(052)9551205

後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康の保持・増進を目的に、次の協定保養所(別表参照)に宿泊する場合、1人1泊につき1千円を助成します。(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで利用可)

場所	協定保養所名	電話番号
王滝村	おんたけ休暇村	0264(48)2111
蒲都市	サンヒルズ三河湾	0533(68)4696
江南市	すいとぴあ江南	0587(53)5555
豊田市	豊田市 百年草	0565(62)0100
桑名市	松ヶ島	0594(42)3330
東浦町	あいち健康の森 プラザホテル	0562(82)0211

▼**利用方法**／利用される方は、直接協定保養所へ申し込んでください。その際「愛知県後期高齢者医療制度の被保険者」であることを伝えてください。
宿泊当日、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療被保険者証および利用カード(初回利用時に保養所で交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1千円を助成します。

確定申告は4月15日(木)まで 津島税務署で受け付けています

問 津島税務署 ☎(55)71233

申告所得税、贈与税および個人事業者の消費税の申告・納付期限が、4月15日(木)までに延期されました。

4月15日(木)まで、津島税務署で申告受け付けを行っています。

軽自動車税の減免申請について

問 税務課 ☎(55)71233

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期日の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出する必要があります。令和3年度の減免を申請される方は5月24日(月)までに申請書を提出してください。

固定資産評価(土地)現地調査にご協力を願います

問 税務課 ☎(55)71222

現地調査は、土地に接する道路の幅員や状態などを把握し、適正な評価を行うためのものです。調査は市が委託した業者が行い、写真撮影も行います。調査員は市が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯していますので、必要な場合は提示をお申し付けください。

▼**調査期間**／4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

土地・家屋の評価など 縦覧、閲覧できます

問 税務課 ☎(55)71222

固定資産税の納税者が、自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することができます。

▼**縦覧期間**／4月1日(木)～30日(金) 午前8時30分～午後5時15分(閉庁日を除く)

▼**縦覧場所**／税務課 ※各支所に縦覧帳簿は設置しません。

▼**縦覧に必要なもの**／納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など) ※代理人は委任状が必要です。

【閲覧制度】

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲覧および証明により内容を確認することができます。

▼**閲覧期間**／4月1日(木)～令和4年3月31日(木)(閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

▼**閲覧場所**／税務課および各支所

▼**閲覧できる方**／

- ① 納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)
- ② 借地人・借家人(その権利を有する書類が必要)
- ③ 処分する権利を有する方(その権利を有する書類が必要)